

事業資金を  
借りたい

# 市町小規模企業者小口簡易資金 【責任共有制度対象外】 (小口零細企業保証制度対応)

## 趣旨・目的

事業運営に必要な小口の設備資金および運転資金

## 対象となる方

中小企業信用保険法第2条第3項第1号、第2号および第6号に規定する従業員数の要件に該当する小規模企業者であって、融資申込額を含めて保証協会の保証債務残高が2,000万円以内の方（従業員数の要件の詳細については、各市町に確認してください）

## 支援内容

### 融資条件

融資限度額	2,000万円（既存の保証協会保証付融資残高を含む）
融資利率 （※1）	年1.5%
融資期間（据置）	設備 7年以内（各市町が定める据置期間） 運転 5年以内（各市町が定める据置期間）
信用保証料率	年0.50%～1.20%（必ず保証付き） ※中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号に該当する者として市町村長の認定を受けた者は年0.8%
担保・保証人	無担保無保証人（法人の場合の代表者を除く）
借入申込先	各市町が定める受付機関（各商工会議所、各商工会等）

（※1） 4月1日現在の利率であり、今後金融情勢等により変更することがあります。

### 保証料率体系

（年率・%）

カテゴリー	1	2	3	4	5	6	7	8	9
小口簡易資金保証料率	1.20	1.15	1.10	1.05	1.00	0.95	0.90	0.70	0.50

問い合わせ先

各市町商工担当課